

介護予防通所リハビリテーション 料金表

令和6年(2024年)6月1日 改定

1. 基本サービス費 ※居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円)

		負担割合	1割	2割	3割
要支援1 週に1回程度	利用開始月から12月未満の利用		2,418/月	4,836/月	7,253/月
	利用開始月から12月を超えた利用 ※120単位/月の減算		2,290/月	4,580/月	6,870/月
要支援2 週に2回程度	利用開始月から12月未満の利用		4,507/月	9,014/月	13,521/月
	利用開始月から12月を超えた利用 ※240単位/月の減算		4,252/月	8,503/月	12,754/月
利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた利用について		利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合は減算となります。 ※要支援1:120単位/月, 要支援2:240単位/月の減算 ただし3月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し必要な情報を活用することで減算は行わないこととされています。			

2. 加算料金 ※居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円)

負担割合		1割	2割	3割	
サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	94/月	188/月	282/月	①か②のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が70%以上の場合 ②勤続年10年以上の介護福祉士25%以上
	要支援2	188/月	376/月	563/月	
サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	77/月	154/月	231/月	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の 場合
	要支援2	154/月	307/月	461/月	
サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	26/月	51/月	77/月	①か②のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が40%以上の 場合 ②勤続年7年以上の介護福祉士30%以上
	要支援2	52/月	103/月	154/月	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に8.6%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年6月1日～)			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に8.3%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年6月1日～)			
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数に6.6%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年6月1日～)			
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数に5.3%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年6月1日～)			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に4.7%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年5月31日まで)			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に2.0%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年5月31日まで)			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に1.7%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年5月31日まで)			
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数に1.0%を乗じた単位数の一部負担額分(令和6年5月31日まで)			
科学的介護推進体制加算		43/月	86/月	128/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。通所リハビリを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用し、必要に応じて通所リハビリ計画を見直します。
生活行為向上 リハビリテーション実施加算		599/月	1,198/月	1,797/月	廃用症候群や急性増悪等により生活機能が低下した利用者に対し、月1回居宅を訪問し生活行為に関する評価を行い、日常生活や社会参加などの生活行為の向上へむけ居宅などの生活場面における具体的な計画を立てリハビリを実施します。また、提供終了1月以内にリハビリ会議を開催します。(利用開始から6月以内に限る)

加算料金 ※居宅サービス費の4級地(神戸市)で計算した額です。

単位(円)

負担割合	1割	2割	3割	
一体的サービス提供加算 栄養改善及び口腔機能向上 ※栄養改善加算及び口腔機能向上加算と併算定不可	512/月	1,024/月	1,535/月	栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月に2回以上設けます。
栄養アセスメント加算 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定不可	54/月	107/月	160/月	管理栄養士を1名以上配置し、管理栄養士、他の職種で共同して栄養アセスメントを実施、利用者又は家族に対し結果を説明し相談等に対応します。また利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出します。
栄養改善加算 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養アセスメント加算との併算定不可	214/月	427/月	640/月	管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成します。低栄養状態又はそのおそれのある方に対し栄養改善の相談、栄養管理を実施します。必要時は居宅を訪問します。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算との併算定不可	22/回	43/回	64/回	利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(6月に1回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ※栄養アセスメント加算又は栄養改善加算(若しくは栄養改善サービス提供)を算定している場合 ※口腔機能向上加算(若しくは口腔機能向上サービス提供)を算定している場合	6/回	11/回	16/回	栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかを確認し介護支援専門員に文書で共有した場合(6月に1回を限度)
口腔機能向上加算(Ⅰ) ※口腔機能向上加算(Ⅱ)との併算定不可	160/月	320/月	480/月	口腔機能低下またはおそれのある方に口腔機能改善管理指導計画を作成し口腔指導、嚥下訓練を実施 計画の進捗状況を定期的に評価します。
口腔機能向上加算(Ⅱ) ※口腔機能向上加算(Ⅰ)との併算定不可	171/月	341/月	512/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用していること(原則3月以内)
若年性認知症利用者受入加算	256/月	512/月	768/月	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合
退院時共同指導加算	640/月	1,280/月	1,919/月	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合(当該退院につき1回に限る)

3. 施設利用料

項目	利用料
食費(昼食・おやつ)	・820円/日(昼食720円 おやつ100円)
特別な食費	・利用者の希望による特別な食事代 ・行事食の追加的費用
日用品費	・ご希望により日常生活に必要なものを実費でいただきます。
教養娯楽費	・レクリエーション等の材料費 100円/日
その他の費用	・講師を招いて実施する各種クラブの活動費用(希望者のみ) (陶芸, 書道, ふれあい喫茶, ふれあい居酒屋など)